

3月5日の本会議において、予算常任委員会に付託を受けました議案第14号から議案第28号及び議案第34号の16議案のうち議案第14号から議案第20号、議案第22号から議案第28号について、3月8日から11日の4日間に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第14号令和2年度湖南省一般会計補正予算（第11号）について、新型コロナウイルス感染症対策基金積立の内訳、また民間企業等からの寄付金などは含まれているのかとの質疑に対して、今回の積立は全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資としたものだが、新型コロナウイルス感染症に関する寄付等の申し出があれば、それらも含むよう検討をするとの答弁でした。

カーブミラーの整備費が減額とあるが、多くの要望にしっかり対応できたのかとの質疑に対して、優先順位の高いところから処理し、一定の区切りをつけて減額したが、今後は予算を有効に活用するよう努めたいとの答弁でした。

マイナンバーカード交付の目標件数と時期、また実績やPRの方法についての質疑に対して、国は今年度末までに47～55%の交付率を目標に定めており、計画では23,000件としていたが、令和3年1月末時点では約12,000件で目標に達していない。国ではマイナポイントが付くなどとしてPRしており、市としては東庁舎1階に案内窓口を設置している。コロナ禍でPRがしにくい状況だったが、今後は出向いてPRしに行くなど検討していくとの答弁でした。

いしべ交流センターの供用時期の延期についての質疑に対して、外構工事が若干遅れているが新年度にはすぐに開始できるように手続きを進めているとの答弁でした。

生活保護費の減額理由は扶助費が低かったのか、申請者に対してのボーダーラインに弾力性がなかったのかとの質疑に対して、令和2年度は増加を見込み、多めに見積もっていたが、想定していたほど件数が増えなかったとの答弁でした。

財政調整基金の出し入れがあり、最終的に4億円が戻されたが新市長のもとで、財源という性格に基づいて様々な施策に予算が活用できなかったのかとの質疑に対して、年度当初に基金を繰り入れたが、新型コロナウイルス感染症による事業中止で発生した不用額の増と2億6千万円ほどの減収補填債の借り入れ等により、結果的に余った予算を基金へ戻すことになった。今後、次年度に活用するために基金の使い道を考えていきたいとの答弁でした。地方債を発行するより財政調整基金の取り崩しをする方が余分な利息を支払わなくても良いのではないのかとの質疑に対して、今後は繰り上げ償還をするなど起債の残高を

減らすことも考えていきたいとの答弁でした。

各施設の電気代が合計で800万円以上増えている理由はとの質疑に対して、大手電力会社が電力の供給を絞ったことにより、電気の取引価格が10倍に上がったので新電力会社こなんウルトラパワーと契約している施設の電気代が高騰したとの答弁でした。新電力会社から電気を購入するメリットについての質疑に対して、令和2年1月からの電気代は確かに高騰しているが、取引開始からの3年間をトータル的に見ると大手電力会社の契約より電気代は抑えられているとの答弁でした。ただし、一時的、長期的に本当にメリットがあるかどうかを調査し、報告するとのことでした。

議案第15号令和2年度湖南省国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、基金の減額、また今後の基金の運用についての質疑に対して、預金利息の歳入見込みが伸びなかったことが減額の理由である。また県の保険料統一化による激変緩和を見据えながら基金を活用していきたいとの答弁でした。

人間ドック利用者の減少についての質疑に対して、新型コロナウイルス感染症の影響で夏の受診が少なかったことが理由であるとの答弁でした。

議案第16号令和2年度湖南省国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)について運営形態が変わった岩根診療所についての質疑に対して、患者数は少ないが火曜日の小児科は法律で定められた子どもの予防接種などの受診が増えている。今年度は日替わりで医師が変わったが、来年度は同じ医師が毎日勤務するということもあり、受診者がもう少し増えるの見込んでいるとの答弁でした。

議案第17号令和2年度湖南省後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)についての質疑はありませんでした。

議案第18号令和2年度湖南省介護保険特別会計補正予算(第3号)について、介護サービスの実態についての質疑に対して、介護保険事業計画に基づく執行額の伸び率が平成30年度、令和元年度と6～7%の増加であったが、今年度は2～3%の増加に留まっている。その理由が、認定者数の伸び率が低下したためか新型コロナウイルス感染症の影響であるかどうかは注視していきたいとの答弁でした。

現在の準備基金の残高はとの質疑に対して、認定者率が7～8%が続く場合は基金が底をつくのではないかと心配されたが、認定者率が伸びなかったので令和2年度末では5千万円～6千万円の残高が予想されるとの答弁でした。

コロナ禍での市内の介護サービスの利用状況についての質疑に対して、増額している事業と減額している事業があるが、認定者が増えていることが増額の理由で、一人当たりの利用回数が若干減ったことが減額の理由ではないかとの答弁でした。また施設介護サービスの給付費が減額になっている点については、施設の利用者数の枠が決まっている中で市内利用者と市外利用者の比率が関連してくるとの答弁でした。

議案第19号令和2年度湖南省市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第2号）について、会計年度任用職員の看護師の採用についての質疑に対して、新型コロナウイルス感染症の関係もあり訪問件数、利用者数が減っている状況なので採用を抑えたとの答弁でした。利用者数の減少についての質疑に対して、重症な方が利用されることが多いので今年度は1日～3週間程度で亡くなられることが多かったとの答弁でした。

議案第20号令和2年度湖南省市下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんでした。

議案第22号令和3年度湖南省市国民健康保険特別会計予算について、コロナ禍で受診者が減り、結果として給付費が下がり、県への納付金が減っているのに保険税が引き下がらない理由についての質疑に対して、令和3年度は県からの前期高齢者交付金の見込み額が増えるが、令和4年度から減る可能性があるためその反動を避けるためと、保険税の算定基準となる所得額が新型コロナウイルス感染症の影響で減収となることで税収が見込めない可能性があるため、それらの理由で税率は据え置きにするとの答弁でした。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の対象者の把握とその支給基準についての質疑に対して、感染して仕事を休み、給与が貰えなかった人が対象で、回復後に本人が申請する。休んでいる間の給与の3分の2が給付され、上限はないとの答弁でした。

議案第23号令和3年度湖南省市国民健康保険診療所特別会計予算について、1億5,500万円の繰入金の各診療所への予算配分と令和3年度末の繰入金の残高についての質疑に対して、各診療所への具体的な算定額はないが、交付税や公債費、職員の給与に加えて診療報酬の不足分を賄っており、夏見診療所だけが委託料として支払っているため繰入金はなく、残り3つの診療所で繰入金を使用している。繰入金の内、令和2年度の財政調整基金の残高見込みは4,980万円で令和3年度予算は10万円、令和元年度末の減債基金の残高は35万円で毎

年利息だけが加算されるとの答弁でした。

議案第24号令和3年度湖南省後期高齢者医療特別会計予算について、政府が令和4年度から75歳以上の医療費の負担額を一部引き上げることの湖南省への影響についての質疑に対して、湖南省では75歳以上が令和3年1月時点で約6,000人で、その内の23%の約1,400人が対象になり、1割負担だった医療費が2割になるが数年間は緩和措置が取られると聞いているとの答弁でした。

議案第25号令和3年度湖南省介護保険特別会計予算について湖南省健康カラオケ教室（こなん THE ボイス）をコロナ禍であえて行う理由はとの質疑に対して、令和2年度は開催できなかったのが令和3年度は講師をリモートでオンライン配信、会場では声を出さず人数を半分に減らして換気をし、3密を避けて行い、後期高齢を迎える高齢者の介護予防をしていきたいとの答弁でした。

湖南省ボランティアポイント事業についての詳細と委託先、事務量についての質疑に対して、市民の方の得意なことで地域貢献、生き甲斐にさせていただき、それをポイントという形で付加価値をつける事業で県内各市町の自治体も行っている。一年間貯めたポイントは10ポイントで1,000円、50ポイントで5,000円といった単位で湖南省商品券と交換することができる。事務は一定量発生するので窓口を広げることも考えているが委託先は未定で、委託で行うかも含めて検討するとの答弁でした。

地域支えあい推進員の配置についての質疑に対して、令和3年度は社会福祉協議会に1層の配置、2層を8つのまちづくりセンターに各1名を専任で配置するとの答弁でした。菩提寺まちづくりセンターは2つの小学校区がエリアとなるため、推進員の負担を考慮願いたいとの意見もありました。

議案第26号令和3年度湖南省訪問看護ステーション事業特別会計予算について、看護師が1名減となっているが一人当たりが担当する件数についての質疑に対して、人員については診療所の看護師が外来診療のない時間を使ってカバーし、過度の負担がかからないようにしているとの答弁でした。訪問先での対応については1人で判断しているのか複数なのかとの質疑に対して、訪問は1人ですが医師と連絡できる体制にしている。ただし、1人で訪問する精神的負担のケアもしていかないと考えているとの答弁でした。

議案第27号令和3年度湖南省水道事業会計予算について、今後自己水をどのように管理していくつもりかとの質疑に対して、現在のところ妙感寺は伏流水、東河原は井戸で自己水を確保している。井戸は更新工事を行うが、新たな

自己水の確保は水利権の問題もあり難しい。吉川浄水場でトラブルがあった場合のために水口浄水場の方にも連絡管を繋いでいる。令和3年度の老朽管の対応についての質疑に対して、ハイポリや継ぎ手が伸縮可能な鋳鉄管など耐震性の高いものを使って施設更新計画に基づいて実施していくとの答弁でした。

議案第28号令和3年度湖南省下水道事業会計予算について、石部西区の雨水対策工事を進めるにあたって近隣住民としっかり交渉ができていたのかとの質疑に対して、地域には区長を通じて通知をしたが工事区間に隣接する4件は自治会に加入されていないので改めて説明を行ったとの答弁でした。下水道が全て供用できる時期についての質疑に対して、令和2年度では普及率が98%だが最終に近づくとどうしても技術的に困難な場所が残ってくるので明確な時期を述べるのは難しいとの答弁でした。

以上が質疑の概要であります。各議案とも質疑のあと討論を行いました。議案第14号から議案第20号、議案第23号、議案第26号から議案第28号までは討論はなく、議案第22号では、反対討論として、令和3年度の国民健康保険の納付金の算定は令和2年度より減額だが、保険税は据え置きとされている。県内保険料統一化の激変緩和のために令和2年度末に約3億円の基金を取っているが、少しでも保険税を引き下げるべきである。また、均等割りで子どもが多いと負担が増える分を令和4年度から国が保険料半額免除を行うが、令和3年度については市単独で免除を行うべきである。以上のことから反対とすることでした。

議案第24号では、反対討論として、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担2割引き上げについて政府に導入しないことを求め、また市の制度で医療費負担の減免制度を作るべきである。高齢者の検診についても基礎疾患を持つ高齢者を含めた全ての高齢者を対象に実施するべきである。以上のことから反対とすることでした。

議案第25号では、反対討論として、湖南省健康カラオケ教室がコロナ禍の状況で本当に必要な介護予防事業なのか、またそういった議論がなされたのか疑問を感じる。新型コロナウイルス感染症は一つの災害であるので、それに順応する事業の執行がされるべきだが、それに対して真摯に考えていないと感じたので反対とすることでした。

採決の結果、議案第22号、議案第24号及び議案第25号の3議案については、

いずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、議案第14号から議案第20号、議案第23号、議案第26号から議案第28号までの11議案については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。